

令和8年度

道路新設改良事業（舗装）

市道大鬼谷線

道路舗装工事 仕様書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市高野町南

工 事 概 要

工 事 名	市道大鬼谷線 道路舗装工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市高野町南						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当 初	変 更		
	舗装工事		L=	100		m	
	舗装工	アスファルト舗装工 レベリング工	ホ-バ-レイ 再生密粒度As (13) t=30mm 加熱合材 (再生密粒度As (13))	368		m2	
仮設工	交通誘導警備員	B		3	t		
				2		人日	

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則 第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**市道 大鬼谷線 道路舗装工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後VE工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等		特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等	
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代

理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
 - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に

- おける当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。
- (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（3）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（7）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 2 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 8 年度

市道大鬼谷線 道路舗装工事

庄原市高野町南

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	市道大鬼谷線 道路舗装工事		
執行年度	令和 8 年度	諸経費区分	公共 令和07年度
工種区分	舗装工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 5月 1日付 公共	単価地区	54:庄原市(旧高野町)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 公共

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-1 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-1
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	0 % ~ 5 % 以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

諸経費設定情報

名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
< 公共工事 >	
【 工区名称：舗装工事01】	
[工種]	舗装工事
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(2)-1
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[一般管理費等]	
率指定	しない
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装工事01	1	式				
舗装	1	式			Lv1	
舗装工	1	式			Lv2	
アスファルト舗装工	1	式			Lv3	
表層(車道・路肩部)	1	式			Lv4	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) 平均幅員3.0m超 タックコート 締固密度2.35	368	m2			P 1 号	
アスファルト舗装補修工	1	式			Lv3	
レベリング工	1	式			Lv4	
加熱合材補修工 2t以上5t未満	3	t			施 2 号	
仮設工	1	式			Lv2	
交通管理工	1	式			Lv3	
交通誘導警備員	1	式			Lv4	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員B	2	人日			施 3号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-1
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-1
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

市道大鬼谷線 道路舗装工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			1.44				
<賃>アスファルトフィニッシャ(ホイール型) 舗装幅2.3～6.0m 排対型1,2次基準 低騒音			0.92				
<賃>タイヤローラ 質量13～14t 排対型2014 超低騒音			0.14				
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10～12t 排対型1,2次基準			0.14				
その他(機械)							
【労務】			10.68				
普通作業員			3.84				
運転手(特殊)			2.16				
特殊作業員			2.13				
土木一般世話役			0.77				
その他(労務)							
【材料】			87.88				

市道大鬼谷線 道路舗装工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】 (続 き)							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) 1 m2 当り (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)			84.70				
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-4タックコート用			2.57				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.51				
その他(材料)							
【 端数調整 】							
[条件]							
[J2] = 30.000 mm 1層当り平均仕上り厚			[J1] = 4 平均幅員 3.0m超				
[A1] = 11 材料 再生密粒度アスコン(13)			[J4] = 1 瀝青材料種類 タックコート PK-4				
[J6] = 1 費用の内訳 全ての費用			[A2] = 1 アスファルト混合物小型車割増 小型車割増なし				
[A3] = 1 アスファルト混合物夜間割増 夜間割増なし							

市道大鬼谷線 道路舗装工事

【 第 2号 施工単価表 】						
加熱合材補修工 2t以上5t未満						
1 t 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
振動ローラ運転(賃料) (舗装用)搭乗式・コンバインド型2.4~2.6t 排対型:2次基準		日				
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)	1	t				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計		%				
単位当たり						
[条件]						
[B] = 3 日当り施工量 2t以上5t未満			[ya] = 1	アスファルト混合物	小型車割増	小型車割増なし
[yc] = 1 アスファルト混合物夜間割増 夜間割増なし			[y1] = 4	加熱型混合物	種別	再生密粒度(13mm)
[Xc] = 3 振動ローラ規格区分 排対型:2次基準						

市道大鬼谷線 道路舗装工事

【 第 3 号 施工単価表 】

交通誘導警備員 B

1 人日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員B		人				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 交通誘導警備員区分 交通誘導警備員B						

数量計算書
市道大鬼谷線

庄原市役所

